

男川漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、男川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまごくあめのうお、こい、おいかわくしらはえ）及びうなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、ガリ釣、ルアー釣、フライ釣及び毛ばり釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は刺網、たも網及びせんによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内においては、手釣、竿釣、刺網、たも網及びせん以外の方法で遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺 網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ2センチメートル以上
たも網	網の口径 1.2メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上
せ ん	2本以下

3 漁場区域におけるあゆの遊漁については、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から8月14日までは、竿釣（友釣、ルアー釣に限る）によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。なお、ルアー釣の遊漁区域は、男川、乙川ともに新東名高速

高架橋の直下から下流、岡崎市漁協との境界までに限る。

4 あまごについては、竿釣（餌釣、ルアー釣、フライ釣及び毛ばり釣）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

5 次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
- (3) 動力を利用する瀬干漁法
- (4) 火光を利用して行う漁法
- (5) 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの。)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内、ただし、ガリ漁については、9月1日から12月31日まで
あ ま ご	2月第2日曜日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、うなぎ及び おいかわ (以下「雑魚」と いう。)	1月1日から12月31日まで(ただし、おいかわについては、竿釣以外は1月1日から2月29日まで、8月15日から12月31日までとする。)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合が委託する電子遊漁証販売システム(つりチケット)のウェブサイトにてして公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
岡崎市桜形町かおれ橋から砂防えん堤まで	1月1日から 12月31日まで
岡崎市茅原沢町旧小林染工えん堤から上流200メートルまで	
岡崎市淡淵町御堂橋上50メートルから松畑淵まで	

2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合が委託する電子遊漁証販売システム（つりチケット）のウェブサイトにて公表するものとする。

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては8月15日以降はこの限りではない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
うなぎ	20センチメートル
こい	20センチメートル
あまご	15センチメートル
おいかわ	6センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第1号の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。次項のただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆについては1,300円、あまごについては500円、雑魚については300円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	竿釣（友釣、ガリ釣、及びルア釣）	1日	2,500円
		1年	15,000円
あまご	竿釣（餌釣、ルア釣、フライ釣、及び毛バリ釣り）	1日	1,000円
		1年	5,000円
雑魚	手釣、竿釣（餌釣、ルア釣、フライ釣、及び毛バリ釣り）	1日	500円
		1年	3,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	
あゆ	刺網、たも網	1日	3,000円
雑魚	刺網、たも網、せん		500円

2、遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) かしやまバーベキュー 岡崎市樫山町字月秋 78-10
- (2) 男川やな 岡崎市淡湊町字日向 23
- (3) 今泉省吾 岡崎市樫山町字河瀬 25-1
- (4) 杉浦勝男 岡崎市東河原町字藤ノ下 11-3
- (5) 星野商店 岡崎市桜形町字中門 6-4
- (6) 形埜地区（夏季限定） 岡崎市桜形町（かおれ溪谷、日近広場）
- (7) 杉田商店 岡崎市秦梨町字湊脇 24-2
- (8) 宇津野組 岡崎市生平町字藤下 6-1
- (9) 「つりチケ」 <https://www.tsuritickets.com/org/region/4>

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されたものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項

・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。

また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所（0564-82-3750）までご一報下さい。

・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけるなどがありますので、ご協力下さい。

・この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、あまご、うなぎ、こい、おいかわです。

漁業承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚類を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

- (8)その他参考となるべき事項

◇当組合が行っている増殖事業

・当組合が行っている増殖事業は、産卵床の造成、稚魚・成魚・発眼卵からの稚魚の育成放流、禁漁区の設置及び下流からの汲み上げ放流です。

・この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、愛知県内水面漁場管理委員

会から示された増殖指示量に基づき、各魚種ともに、指示量を上回る放流を行っています。

・当組合は、漁場管理を行うための資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力下さい。

(9)発行者名

2、遊漁承認証の交付は、前条2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は、漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域	
男川、檜山町	桜井寺えん堤～額田大橋に至る区域
男川、中金町	不動滝から万足えん堤に至る区域
男川、石原町	丸ヶ瀬えん堤から不動滝に至る区域
男川、生平町	御所戸橋から生平えん堤に至る区域
乙川、鍛埜町	万年橋から神谷倉橋に至る区域
乙川、井沢町	大滝から大沢橋に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏 名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日、又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。

男川漁業協同組合
内共第19号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、男川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第19号第5種共同漁業権（以下「内共19号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共19号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あゆ漁業	竿釣（友釣、ガリ釣、及びルアー釣）	組合員であること。
	刺 網 たも網	3年以上の正組合員であること。
	や な	組合員であって、左記漁業に5年以上の経験を有するものであること。
あまご 漁 業	竿釣（餌釣、ルアー釣、フライ釣、及び毛バリ釣）	組合員であること。
こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、 (以下「雑魚漁業」という。)	竿釣（餌釣、ルアー釣、フライ釣、及び毛バリ釣）	組合員であること。
	刺 網、たも網、せん	3年以上の正組合員であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を漁業を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者で有ることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.統数又は規模	エ.区域	オ.期間
あゆ漁業	竿釣(友釣、ガリ釣及びルアー釣)		全区域 (禁止区域を除く) ただしルアー釣については男川・乙川共に新東名高速高架橋の直下から下流、岡崎市漁協との境界までに限る。	友釣、ルアー釣 公示の日から12月31日まで ガリ釣 9月1日から12月31日まで
	刺網	全長20メートル以下	全区域 (禁止区域を除く)	8月15日から12月31日まで
	たも網	網口径1.2メートル以下		
	やな	4統		組合が許可した日から12月31日まで
あまご漁業	竿釣(餌釣、ルアー釣、フライ釣及び毛バリ釣)			公示の日から9月30日まで
雑魚漁業	手釣 竿釣(餌釣、ルアー釣、フライ釣及び毛バリ釣)			1月1日から12月31日まで。
	刺網	全長20メートル以下		1月1日から2月29日 8月15日から12月31日まで
	たも網	網口径1.2メートル以下		
	せん	2本以下		1月1日から12月31日まで

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第1項ただし書きの制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共19号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めはしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(漁具の制限)

第7条 次の表に掲げる漁具を使用して水産動植物を採捕してはならない。

漁 具
刺網の網目が2センチメートル未満のもの
たも網の網目が1センチメートル未満のもの

(全長の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては8月15日以降はこの限りでない。

魚 種	全 長
あ ゆ	全長10センチメートル
う な ぎ	全長20センチメートル
こ い	全長20センチメートル

あまご	全長 15 センチメートル
おいかわ	全長 6 センチメートル

(禁止区域)

第9条 第4条の規定にかかわらず次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間中は、水産動植物を採捕してはならない。

区 域	期 間
岡崎市桜形町かおれ橋からかおれ砂防えん堤まで	1月1日から
岡崎市茅原沢町旧小林染工えん堤から上流 200 メートルまで	12月31日まで
岡崎市淡淵町御堂橋上 50 メートルから松畑淵まで	
岡崎市石原町丸ヶ瀬えん堤から、くらがり一膳めしまで	

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第10条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年12月末までに組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第11条 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共19号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

- 2、行使料の額は、あゆ漁業、あまご漁業、雑魚、漁業一括して年間1000円とする。
- 3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共19号の行使をさせないことができる。

- 2、内共19号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定

款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日、又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。